



こいこいバス 「バスエコファミリー キャンペーン」に 参加しよう!

問い合わせ
自治振興課 ☎592142

マナーを守って バスに乗ろう

バスはたくさんの方が利用します。皆さんが気持ちよく利用できるよう、協力してください。

- 1 バス停やその周辺でのごみや吸い殻のポイ捨ては地域住民の方への迷惑になりますのでやめてください。
- 2 リュックサックなどの大きな荷物は膝の上に置くなど、ほかのお客様の迷惑にならないように配慮してください。
- 3 バス停でバスを待つときは列に並んで待ち、順番に乗りましょう。
- 4 発車間際のバスへのかけ込み乗車は大変危険です。時間に余裕をもって利用してください。
- 5 車内では空いている席に座るか、手すり・つり革につかまってください。走行中の車内は大変危険です。両替や席の移動は停車中をお願いします。
- 6 乳幼児をお連れの方、妊娠している方、お年寄りの方、体の不自由な方などが優先的に座れるよう譲り合ってください。
- 7 携帯電話は音が鳴らないようマナーモードにし、通話はほかのお客様の迷惑となるため、ご遠慮ください。また、動画や音楽、ゲームなどを楽しむ際には、音漏れなどのないようにしてください。
- 8 感染症予防のためマスクの着用など、せきエチケットにご協力をお願いします。



このキャンペーンは、11月の休日(土・日曜日・祝日)に限ります。平日に比べて利用者が少ない休日の利用を促進するとともに、(※)モビリティ・マネジメントの一環として、バスに乗るきっかけづくりを目的としています。ぜひ、ご家族で利用してください。

※モビリティ・マネジメントとは、過度にマイカーに頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度利用する生活への自発的な転換を促す取り組みです。

キャンペーンの対象は大人同伴の「小学生」

大人(有料)が同伴する場合に限り、小学生の運賃が無料になります。(大人1人につき小学生2人まで)

小学生のみでの利用は、有料(100円)です。

利用のルール

小学生は、バスを降りるとき、元気よく「バスエコファミリーです」と言ってください。

中学生以上は全て大人とも構いません。

※大人は有料(200円)です。

11月11日は「介護の日」

介護のことでお悩みはありませんかー

問い合わせ
地域包括支援センター ☎531165
認知症対応・玖波地区地域包括支援センター ☎577461

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」
平成20年から国が、「11月11日」を「介護の日」として定めています。

親の介護、配偶者の介護、自分自身の介護と、誰もが介護と向き合う時代になりました。そんな時代だからこそ、笑顔を見失う前に、誰かに相談しましょう。

地域包括支援センターでは、暮らしの困りごとから介護の不安まで、社会福祉士、介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、保健師などの専門職が対応しています。

例えば、「悪質な訪問販売で、高額な商品を買ってしまった」、「退院する親を自宅で介護したいのだが、どうすればよいか」、「足腰が弱ってきたのだけど、良い介護用品は

相談機関	大竹市地域包括支援センター (社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会)	大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援センター (医療法人社団 知仁会)
担当地区	玖波地区以外	玖波地区 (玖波、玖波町、湯舟町)
住所	西栄2丁目4-1 (サントピア2F)	玖波5丁目2-1 (メープルヒル病院内)
相談受け付け	電話または直接	
相談日	月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始を除く)	月曜日～土曜日 (日曜日、祝日、 年末年始を除く)
	8時30分～17時15分	
電話番号	53-1165	57-7461
ファクス番号	52-2247	57-5312

ないか」、「和式トイレを洋式に改修して、手すりを取り付けたい」、「お金の管理が自分でできなくなってきた」、「物忘れが進んできたようだ」、「隣のおばあさん、最近

様子が心配」など、高齢者の生活上のさまざまな困りごとや介護の相談などができます。気軽に相談してください。

地域包括支援センターでは、相談対応だけでなく、専門職が地域へ出向いて、介護保険制度の説明や高齢者虐待、成年後見制度などの出前講座や介護相談会を開催し、啓発に努めています。

これらの活動を通じて、各地域で課題把握やご近所レベルでの情報の拾い上げなども行い、きめ細やかな対応が図れるよう取り組んでいます。

年金生活者支援給付金の請求書が届いていますー



問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
岩国年金事務所 ☎242222
保健医療課 ☎592141

年金に上乗せ、年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受給をしている年金	要件
老齢基礎年金	・65歳以上の方 ・住民税非課税世帯であること ・年金収入とその他所得額の合計が約88万円以下であること
障害基礎年金	・前年の所得額が約462万円以下であること
遺族基礎年金	・前年の所得額が約462万円以下であること

※10月の提出期限を過ぎても、さかのぼって受け取ることができます。早めに投函しましょう。

新規対象者には請求はがきを郵送

令和2年度から新たに対象となる方には、10月中旬から日本年金機構からお知らせが送付されています。

同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入の上、切手を貼って返送してください。

年金の種類で対象者が異なります

それぞれの要件を全て満たす方が対象となります。